

Title	F・D・ローズヴェルトと日本(一九三三-三七): ローズヴェルトの対日態度形成を中心として
Sub Title	F.D. Roosevelt and Japan 1933-1937: The formation of the Roosevelt's attitude toward Japan
Author	片桐, 康夫(Katagiri, Nobuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1976
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.49, No.7 (1976. 7) ,p.61- 98
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19760715-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

F・D・ローズヴェルトと日本（一九三三—三七）

——ローズヴェルトの対日態度形成を中心として——

片 桐 庸 夫

はじめに

- 一 ローズヴェルトの対日態度形成における私的要因
- 二 米国世論の孤立主義化とローズヴェルトの対外姿勢
- 三 米国の対日二重外交と日米関係の「ささやかな改善」
- 四 日本の対米直接脅威の増大とローズヴェルトの対応
- 五 日中戦争の勃発とローズヴェルトの対日態度の確立
おわりに

は じ め に

一九三二年の共和党フーヴァー（Herbert Hoover）、民主党ローズヴェルト（Franklin D. Roosevelt）による大統領選挙戦の経過を報ずるわが国の新聞論調は、概してローズヴェルトに好意的傾向を示していた。そして、同年一月一〇日には、ロ

ローズヴェルトの大統領選挙勝利のニュースを一つの期待を込めて歓迎した。⁽¹⁾このことは決して新聞界に限られたことではなく、国民や財界も総じて同様の歓迎態度を示していた。この日、兜町ではローズヴェルト歓迎人気が株価が一斉に奔騰した程であった。同日付東京朝日新聞は、外務当局の見解を次のように伝えている。

「外務当局としては民主党の政権獲得により米国の対日政策が急角度の転向をもたらすものとは期待していないが、いわゆる『ステイムソン外交』の清算により日米外交局面相当の改善が加えられるべきことは望み得るであろう。⁽²⁾」

こうした外務当局の楽観の見解に典型的に表わされる日本側の米国への期待は、共和党から民主党への政権交替により、「コチコチ頑固な融通性のない頭で純理一点張りを傍若無人に振り回して事毎に日本を非難」⁽³⁾するステイムソン(Henry L. Stimson) 國務長官が姿を消し、共和党政権よりも日本に一層同情的な民主党政権が日米の行きがかりを清算するであろうとの素朴な発想に基づくものであった。このような日本側の期待はまた、当時の日米関係がワシントン会議時の協調関係から次第に関係冷却化の方向に向かいつつあることへの懸念がわが国各層の間に拡まつていたことを示すものでもあった。特にそれは、一九三一年九月一八日の満州事変の勃発によつて一層深刻なものとなつていた。

他方、同事変勃発から翌年一月三日の関東軍による錦州占領までの間、幣原外相に代表される日本の自由主義勢力に問題解決の期待をつないでいたステイムソンは、関東軍の錦州占領の報に接すると、日本の自由主義勢力への期待を棄て、⁽⁴⁾いわゆる「ステイムソン・ドクトリン」を通告した。それは、英国との協同行動に失敗したために「わらの槍と氷の剣」⁽⁵⁾以上のものとなり得なかつたが、それにもかかわらず、日本に与えた心理的影響には小さからざるものがあつた。

本稿では、このような状況のもとに、日米関係改善への期待を荷つて登場したローズヴェルトの対日態度形成を、大統領就任の時点から彼の基本的な対日態度が確立される日中戦争勃発までの米国の対日政策のなかで検証することを目的としている。そして、中国に親近感を抱くローズヴェルトが日本海軍の動きに注目しながら、その動向を観察していたこと、日本

の二つの海軍条約廢棄が、彼には米國によつて創出されたワシントン体制の打破、すなわち「太平洋國家」としての米國への脅威として映つたこと、また、その後の日本の海軍擴張が、米國への直接的な脅威の増大と受けとられたこと、さらに、それに対する彼の対応の結果、日米は次第に戦争に向かつて歩み出さざるを得なくなつたこと等が、本稿の必要な分析課題である。

(1) 東京朝日新聞一九三二年一月一〇日付夕刊参照。

(2) 同右。

(3) 東京朝日新聞一九三三年一月七日付朝刊。

(4) Henry L. Stimson, *The Far Eastern Crisis* (New York, 1936), p. 88 参照。

(5) Henry L. Stimson and McGeorge Bundy, *On Active Service in Peace and War* (New York, 1947), p. 256.

一 ローズヴェルトの対日態度形成における私的要因

1

太平洋およびアジア地域に対するローズヴェルトの関心の背後には、二つの大きな制約要因が存在した。母方の祖父および母の影響と七年間の海軍時代の経験がそれである。

一九四四年三月三日、ローズヴェルトはエドガー・スノウ (Edgar Snow) に、彼の中國への関心は祖父譲りのものであると語り、祖父については「祖父は長年香港で貿易商をしており、中國人をよく理解し、彼らを好きであつた。しかし彼は日本人を非常に嫌つた。」と述べている⁽¹⁾。彼の祖父は一八二九年に汕頭から広東・漢口まで行つた経験を持ち、中國との貿易によつて財をなした人物である。そして彼は香港に家まで所有していたという。彼の母サラ (Sara D. Roosevelt) が三才の年 (一八五七年)、祖父の会社が経済恐慌のために倒産すると、祖父は中國に行くことにより再起を期したのであつた。この

時にはその家族も一緒に中国に渡っている。当然サラもその中に入っていた。

このように中国を愛し日本を嫌った祖父、そして幼い頃中国で暮した母から、ローズヴェルトは中国の話聞きながら育てられた。彼の育てられた家の中には、中国の美術品や工芸品が沢山あつたという。このような彼の家庭環境からして、彼のなかにアジアへの関心が芽ばえ、中国への親近感・友情の念が育まれたことは、むしろ当然のことであつた。そして、彼の幼い頃からの中国への友情の念は、以後変わることがなかつたといえる。⁽²⁾

ローズヴェルトは以上のように、全くの私的動機によつて中国への親近感を抱いていたが、彼の成長期はまた、米國が米西戦争に勝利し、アジア・太平洋地域への本格的進出の足掛かりを作つた時期でもあつた。換言すれば、この時期の米國は、ヘイ (John Hay) 國務長官の門戸開放宣言にみられるように、急速に太平洋國家としてアジア・太平洋地域に進出し、同地域に守るべき権利、權益を獲得し始めていた。他方、この時期の極東においては、日本が欧州列強と比肩出来るだけの力を急速に備え始めていた。すなわち、ローズヴェルトの成長期は、日米兩國が太平洋をはさんで急速に太平洋國家としての存在を明確化し、互いに潜在的脅威を形成しつつあつた時期でもある。⁽³⁾ローズヴェルトはこの時期に、既に一九二〇年代から三〇年代の日米關係の基本的枠組が形成され始めていたことを、彼一流の「直感的洞察力」をもつて鋭敏に感じとつていたと推察される。

このことを示す一つのエピソードに、一九三四年五月一七日付のステイムソンの日記がある。ステイムソンはそのなかで、ローズヴェルトが彼に語つた日本についての思い出話に触れている。それは、ハーヴァード大学に留学中の日本の友人が一九〇二年に日本の長期的野望についての非常に印象的な話をローズヴェルトに向つてしたというものである。その話とは、日本の朝廷のためにたてられた一〇〇年計画といったもので、次のような各段階から成つていた。

一、中国との正式の戦争 (天下に日本の力を披瀝するため)

二、朝鮮併合

三、対露防衛戦争

四、満州占領

五、熱河省占領

六、万里の長城から揚子江にいたる北支を支配する実質上の保護国の建国

七、モンゴルにおける包囲運動、およびチベットにいたる日本の影響圏の建設。このようにして、一方ではロシア、もう一方ではインドに対する警告的威嚇を準備すること

八、ハワイを含む全太平洋諸島の獲得

九、オーストラリア、ニュージーランドの最終的獲得

一〇、マレーを含む全黄色人種に対する支配の確立⁵⁾

その後の諸事件の経過は、この若い日本人留學生の述べた計画がどんなに詳細なものであつたかを裏付けるものであつた。また、この日本人留學生が語つた拡張主義的日本の姿が、ローズヴェルトにきわめて印象的であつたのは、それが形成期の彼の対日イメージとほとんど一致するものであつたからといえよう。あるいは逆に、日本のその後の行動がその日本人留學生の語つた内容から大きく逸れなかつたことに印象づけられたからこそ、その内容を日本の思い出話として残していたともいえよう。前述の幼い頃から中国への親近感と同時に、拡張主義的な日本の姿こそが彼の対日イメージ形成の基礎となるものであつたことは否定出来ない。

われわれがローズヴェルトの対日政策を考察する際、忘れてならないことは、この点である。それは、換言すれば、殊に満州事変以降の日米関係の推移からして、彼が日本に対して好意的イメージを持つことは困難であつたし、事実またそのようなことはなかつた、ということでもある。

2

ローズヴェルトは、一九一三年三月ウィルソン (Woodrow Wilson) 大統領により海軍次官に任命され、以後七年間その重責を果たした。彼は海軍次官就任当時三一才にすぎず、米国海軍史上最年少の次官となつたのであつた。

幼少時より海や船に大いに興味を抱いていたローズヴェルトは、既に海軍次官就任以前より伯父のセオドア (Theodore Roosevelt) から大きな影響を受けていた。⁽⁷⁾ セオドアが日露戦争の調停役を果たしたことはよく知られている。彼がそれを行つたのは、彼が国際政治を権力政治でとらえ、ロシアにしる日本にしる、ある一國がアジアでぬきんでた存在となることを望まない、つまりアジアにおける勢力均衡を望んでいたからである。彼はそうした権力政治的発想からまた、当時の米国では数少いマハン (Alfred T. Mahan) への共鳴者の一人となり、大統領としての七年間に、世界最強 (Second to None) の米国海軍建設のために努力している。⁽⁸⁾ ローズヴェルトは、セオドアより現実的な権力政治、アジアにおける勢力均衡、大海軍主義を学び、かつそれらを継承していたといえよう。そして、当然のこととして、彼もまたマハンへの共鳴者の一人となつていた。

海軍次官に就任したローズヴェルトは、このようなセオドアの影響を生かし、海軍拡張を主張し続けた。同時に彼は、海軍軍人——とりわけ海軍部内の太平洋戦略立案者のような——の眼を身につけたと思われる。⁽⁹⁾ さらに、ウェルズ (Summer Welles) に「地理に関する知識は異常なものであり、地政学の諸原則の把握はほとんど天性によるものであつた」と言わしめる程のローズヴェルトの地政学的把握力は、彼の海軍軍人の眼に一層の鋭さを加えるものであつた。その結果「七年を越える海軍次官として、彼は日本が米国にとつて第一の敵対者であるとの確信を得た」⁽¹¹⁾のであつた。ここから察せられるように、大統領就任後のローズヴェルトは、日本の意図を見極める際、殊に日本海軍の動向や伸長に注意を払い、決してそれから目を離そうとはしなかつたのである。⁽¹²⁾

ローズヴェルトが初めて公けに日本と接したのは、彼がワシントン軍縮会議に米国代表団の一員として参加した時であつ

た。当時の日本は既に大陸進出を果し、一大海軍国としてアジアの国際政治における現状規定勢力へと成長していた。同時に、日本の動向は拡張主義的な潜在意図を次第に表わし始めていた。⁽¹³⁾

こうしたワシントン軍縮会議をめぐる情勢のなかで、ローズヴェルトが米英日の海軍力比率に注意を払い、日本に対して警戒の念を抱いたことは、容易に想像される。

既に見たローズヴェルトの母、祖父そして伯父からの影響、海軍次官時代に取得した海軍軍人的対日イメージから、ローズヴェルトが日本の満州侵略に大きな関心を持つたことは極めて当然のことであつたし、事実彼は日本の行動に益々憤慨するようになっていた。⁽¹⁴⁾ さらに、満州事変以降の日本の侵略過程においても、日本の対米脅威を決して過小に評価することはなかつた。⁽¹⁵⁾

(1) エドガー・スノー「ルーズヴェルト大統領はアジアとソ連をどう考えていた」『中央公論』一九五四年一〇月号、一三七ページ。

(2) Summer Welles, *Seven Decisions that shaped History* (New York, 1960), p. 68 参照。

(3) この事を象徴的に表わしているのが、ハワイ・カリフォルニアを中心にした「日本人移民排斥問題、日本に比島侵略の意図のないことを約束させ」た「タフト協定」、日米未来戦論の流布、対日戦想定のアレンジ・プランの作成などである。

(4) Summer Welles, *The Time for Decision* (New York, 1947), p. 50.

(5) Stimson and Bundy, *op. cit.*, pp. 301-2 参照。

(6) ローズヴェルトは海が非常に好きであつたところから、ウィルソンより海軍次官に指名されると、直ちにそれを快諾し、自分の最も望む職務だと述べたところ。Frances Perkins, *The Roosevelt I knew* (New York, 1946), p. 19 参照。

(7) セオドア及びフランクリン両ローズヴェルトの関係については、ジョン・ガンサー、清水俊二訳『回想のルーズヴェルト』(一九五〇年、六興出版)上巻、一四一―二〇ページ参照。

(8) その結果、米国の海軍力は彼の大統領就任時の世界第五位から一躍第二位へ拡張された。秦郁彦「明治期以降における日米太平洋戦略の変遷」(日本国際政治学会編『日本外交史の諸問題Ⅲ』一九六七年所収)参照。

(9) そのことは、彼が大統領就任後まもなく(一九三三年三月三〇日)フィリップス國務次官に対して、太平洋における日本の委任統治領についての具体的質問を行っていることや、翌年一月十七日に、スワンソン海軍長官に対してグアム島、比島、アリューシャン列島そしてミッドウェイ・ハワイ間

に各々飛行場を建設する目的を秘密裡に命ずるにたつたからを察せられる。Edgar. B. Nixon edited, *Franklin D. Roosevelt and Foreign Affairs* (Cambridge, Massachusetts, 1969), vol. I, p. 32, vol. II, pp. 322-3 参照。

(10) Welles, *Seven Decisions*, p. 66.

(11) *ibid.*, p. 68.

(12) それ故に、ローズヴェルトは大統領就任から数日後、スワンソン海軍長官をして海軍条約で認められた海軍量の最高限度にまで海軍を拡張することを政府の意向として発表させた。Cordell Hull, *The Memoirs of Cordell Hull* (New York, 1948), vol. I, p. 287 参照。

(13) それは、いわゆる「対華二一カ条要求」や第一次大戦後のアジア・太平洋地域の「ホイップ権益」その属領の獲得によつて象徴される。それらのうち、赤道以北の南洋群島を連盟の信託統治の名目とはいえずに入れたことは、米国に、殊に比島の防衛上、脅威を与えることになった。なお、第一次大戦後、日本は米国の想定敵国の第一位にランクされた。

(14) Welles, *Seven Decisions*, p. 69 参照。

(15) *ibid.*, p. 66 参照。

二 米世論の孤立主義化とローズヴェルトの対外姿勢

1

米国は、一九三〇年代初期より内と外の両面からの二重の危機に直面していた。二重の危機とは、いうまでもなく、内においては一九二九年一〇月二四日に始まる経済危機であり、外においては一九三一年九月一八日の満州事変に端を発する国際危機——日本のワシントン体制への挑戦である。

米国の国際的役割は、第一次世界大戦を契機として飛躍的に増大したが、二重の危機に際して、米国民はその役割をさらに拡大することによつてではなく、逆に縮小することによつて自らの危機を回避しようとした。ほとんどの米国民は、外国における事態の推移を自分達に関係あることは考えなかつたし、それが米国に脅威を与えるものとは信じていなかった。逆に彼らは、政府は国内問題の解決に専念すべきであると考えたのであつた。一九三五年までに、米国民は再度の欧州戦争がただ時間の問題だと確信していた⁽¹⁾。幻滅感が米国民の心をとらえていた。第一次世界大戦に参戦した結果、英仏から得た唯

一の報酬は、「シャイロック叔父さん⁽²⁾」という名前だけであつたと考える米国民があまりに多くいたのであつた。

換言すれば、二重の危機は第一次世界大戦後国際連盟への加盟を拒否し、ウィルソン流の国際主義よりも「平常への復帰」を唱えたハーディング⁽³⁾ (Warren G. Harding) を選択した米国民の姿勢を不動のものとし、孤立主義をさらに強固なものとするものであつた。その結果、二重の危機は多くの米国民に米国の伝統の賢明さを確信させるものであつた。

こうした米国の世論の変化は、ローズヴェルトの対外姿勢にとつてどのような意味を持つていたのであろうか。それを理解するには、T・ローズヴェルトと並んで彼に大きな政治的影響を与えたもう一人の人物—ウィルソンと彼のとの関係について触れる必要がある。ローズヴェルトはウィルソンの理想や考え方に深く傾倒して⁽⁴⁾いた。そしてウィルソン政権の下では、既述のように、海軍次官を勤めた。その彼は、第一次大戦後の、結果的には失敗に終つたウィルソン支持運動の中から大きな教訓を学んでいた。一九一九年、ウィルソンが自らの政治的理想実現のために、パリで国際連盟の創設の方ばかりに心を奪われている間に、肝心の米国世論と遊離し、その結果、彼の連盟加盟宣伝の全米遊説も手遅れとなり、国内において敗北に迫込まれ、政治生命を失つた。

ローズヴェルトはこれを目のあたりにし、二つの点を教訓として学んだといえよう。その第一は、政治家にとつていかに世論の支持、世論の動向の察知が必要であるか、そして消極的には世論の意向からそれるべきか、自らの政治生命にとつて致命的となり得るのかということであつた。⁽⁵⁾第二は、自ら打ち出した政策が世論や議会から強い反発を呼んだ場合、すぐにその政策を撤回する柔軟性——日和見的態度を身につけたことである。⁽⁶⁾これら二つの教訓は、ローズヴェルトがウィルソンの政治生命喪失過程の中に見いだした恐怖の念の裏返しでもあつたといえよう。それ故に、「ウィルソンの悲劇は、彼の意識の中のどこかにつきままとつていた。……ローズヴェルトはウィルソンの誤まちを決して忘れることが出来なかつた⁽⁷⁾」のである。

以上のウィルソンの教訓から、ローズヴェルトは世論、とりわけ議会の孤立主義勢力の動向に気を配りながら、外交を展開していくことになった。ローズヴェルトのこうした態度を、ステイムソン流に消極的に評価すれば、彼は内面における強硬姿勢にもかかわらず（殊に日本に対して）、ややもすると世論や議会に気を配りすぎて、世論や議会の反対を過大評価し、逆に世論や議会の支持を過小評価し、外交政策決定の不決断に陥る傾向を有していた。大統領制は議院内閣制に比べ世論の反対に弱いのに加えて、ローズヴェルトは右述のようなウィルソンの教訓を学んでいたからこそ、議会、世論の孤立主義化は、真珠湾にいたる政治過程のなかで、大きな足かせ要因として彼を縛ることになるのである。

2

米國務省にとつて一九三二年の最大の関心事は、欧州における広範な政治的失敗とアジアにおける留まるところを知らない日本の軍事行動であつた。しかし、米国民やワシントンの官辺筋にとつて、同年最大の関心事は大統領選挙であつた。この大統領選挙におけるローズヴェルト、フーヴァー両候補の第一の争点は、やはりなんといつても、経済危機をめぐるものであつた。ローズヴェルトにとつても、当然のことながら経済問題が第一の重要事であることに相違はなかつた。しかし、外交問題に関心の深いローズヴェルトにとつては、それが全てというわけではなかつた。それは、彼が既に大統領選挙に先立つ数年前より、米国外交の諸側面についての研究を進めていたことや、大統領選挙勝利以降大統領就任までの間にステイムソンを招請し、数回の会談を行ったことによつても示される。そして、この両者の会談は、日本にとつて非常に意味のあることであつた。

最初の会談は、一九三一年一月九日であつたが、その際に「ステイムソンにとつて最も重要な点は、彼の満州政策に対するローズヴェルトの速やかな理解と支持であつた。」⁽¹⁰⁾ローズヴェルトのステイムソン支持の強さは、彼自ら一週間後の一七日

にフーヴァー政権の極東政策支持声明を出したことから明らかである⁽¹¹⁾。両者は、それ以後必要に応じて会談を重ねたが、スティムソンはそれらを通じて、ローズヴェルトの外交問題に対する考え方が基本的に自分と同じであることを次第に確信するようになった。

以上のことから、ローズヴェルトの対日政策の基本的性格を理解出来よう。それは、日本側がローズヴェルト新大統領に對して抱いていた、日米関係改善への素朴な期待とは逆に、彼の対日政策は、基本的にはスティムソンのその踏襲ということである。後に主に両者のそれまでの経験、経歴、置かれた立場、思惑の相違から、個々の政策や戦術をめぐつて、両者の間に考え方の相違が生れるが、その根源は、主に議會、世論の反対を考慮に入れて、消極的になりがちなローズヴェルトと、世論への働きかけに對しても前向きなスティムソンとの差にあつた。それ故、ローズヴェルトの対日政策は、彼自身スティムソンの意見に同調し、かつ日本に對して強硬な態度を持つていたにもかかわらず、實際の政策ではスティムソンの主張に一步譲る形になつた。とはいへ、彼は中国問題で日本に原則上の変更をとまなうような譲歩を行おうとはしなかつたし、また、日米海軍比率から決して監視の目を離そうとせず、この問題については日本に譲る考えは一切持つていなかった。

(1) John W. Masland, "American Attitude toward Japan", *The Annals of the American Academy of Political Science*, ccxv (May, 1941), p. 161 参照。

(2) Robert Sherwood, *Roosevelt and Hopkins, An Intimate History* (New York, 1948), p. 127.

(3) ウェルズは、国内のムードの変化について「戦争中、国内を覆つた理想主義の波は終つていた。ウォーレン・ハーディングによつて主張された『平常』の誘惑は大きかつた。戦争の悲劇が再び米國を覆う可能性は、空想のように遠くものであつたと述べてゐる。Welles, *The Time for Decision*, p. 42 参照。

(4) ウィルソンがローズヴェルトに与えた影響については、Perkins, *op. cit.*, II, Wilson Era, pp. 15-26 参照。

(5) フーサー・クロックは、ローズヴェルトとウィルソンの比較を見事に行つてゐる。それによれば、ウィルソンは明確な政治哲学を持つた大統領であつた。ローズヴェルトは、最も國民にとけこんでいく大統領であつたが、政治理念に関する限りは日和見主義者であり、ある種の圧力が加えられると、基本的考え方を變えたり、妥協したり、最後には放棄も辞さなかつた。Arthur Krock, *Memoirs, Sixty Years on the Firing Line* (New York,

1968), pp. 115-6 参照。

(6) ローズヴェルトが、隔離演説の後、その態度を豹変させるようなラジオ演説を行ったのは、典型的例といえよう。

(7) Sherwood, *op. cit.*, p. 227.

(8) この問題に関する例として、ステュムソンの記しているところによれば、ローズヴェルトは、世論の反対を過大評価しすぎ、世論より「戦争挑発者」と呼ばれることを恐れすぎている。彼の指導力は明らかに不足しており、T・ローズヴェルトのそれと比べ、劣っている。軍全体の士気の低下・労働スト・企業が依然平時生産体制にあること、世論の孤立主義的傾向の大きいこと等は、ローズヴェルトの不決断の代価である。Stimson and Bundy, *op. cit.*, pp. 373-81 参照。

(9) 同研究は以下の六項目から成っていた。それは後にローズヴェルトの世界政策の基礎となつたという意味で重要である。

一、西半球における協力体制の創出。

二、カナダとの緊密な関係の創出。

三、ソヴェエトとの強力な貿易・政治関係の建設。

四、太平洋地域の諸問題の平和的、公平な解決のための精力的努力。

五、経済協力達成のため、欧州の指導的諸国との相互理解を求める努力。

六、政治的緊張緩和、および軍事費の財政負担軽減のための軍縮。

Welles, *The Time for Decision*, p. 50 参照。

(10) Stimson and Bundy, *op. cit.*, p. 293.

(11) それとの関連で、クロックはローズヴェルトの長所の一つとして、軍事力や抑圧的手段を用いて作られ、かつ維持された政治体制への憎悪を掲げている。

John Krock, *op. cit.*, p. 145 参照。

(12) 両者間に見解の相違が表面化してくるのは、一九四〇年の末頃からである。相違とは具体的には、独の潜水艦攻撃に対抗して、米國海軍が大西洋航路の防衛任務に着くことの当否をめぐる問題や一九四一年春に予想される独の対英大攻撃に備えるための対英援助等をめぐる問題である。Stimson and Bundy, *op. cit.*, pp. 367-93. 参照。

三 米国の対日二重外交と日米関係の「きざやかな改善」

1

大統領に就任したローズヴェルトは、第一期の間米國にとつても、また自らの政治生命にとつてもきわめて重要性を持つ

国内の危機解決に専念し、ニュー・デール政策を断行した。その結果、彼の政策上のプライオリティーは内政に置かれることとなり、対外問題は従とされた。⁽¹⁾とはいえ、ローズヴェルト自身の問題への強い関心と、「大統領と國務長官は出来る限り一人の人間のようにならねばならない」と考えるハル(Cordell Hull)の報告も手伝つて、彼は國際情勢の推移、殊に日本の動向から目を離すことはなかつた。そのことは、ローズヴェルト政権誕生後の初閣議(一九三三年五月七日)の席上、彼が日本との戦争の可能性について触れ、太平洋上の米國海軍力の脆弱性とそれによる初期的段階の日本側勝利、そして最終的な米國の勝利について語つたことにいみじくも象徴されている。⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾そのことから推察出来るように、一九三三・三四年のローズヴェルトは、逼迫した国内問題の解決に迫られ、また議會内の超党派の孤立主義的議員に取囲まれながらも、ワシントン体制の維持を望んでいた。そして、中国の犠牲の上に、日本と何らかの妥協を計るようなことは一切考へなかつた。しかしその反面において、国内問題の解決を最優先に考へていたローズヴェルトが、ワシントン体制維持のためには、日本との戦争も敢えて辞せずとの決意をなすまでにはいたらなかつたことも事実である。彼には、そのような危険を冒すことが出来なかつたのである。というのは、「国内の非常事態のためにローズヴェルトは努力の多くを復興に注がねばならず、またその計画の支持を維持するために、彼は益々孤立主義的になる議員に訴えかけることによつて、議會の超党派の多数の支持を保たねばならなかつた」⁽⁵⁾からである。同時にまた、ローズヴェルトが頼みとする米海軍力も十分でなかつた。換言すれば、國際主義者・大海軍論者の彼は、強い立場からの國際主義的外交を望んでいたが、政治的現実と彼の過去の経験はそれを許さなかつた。それ故、彼はより慎重な政策を採用せざるを得なかつた。その慎重な政策こそは、ローズヴェルトらしさを表わすもの——國際軍縮、米海軍拡張の努力、そしてハルをして日米關係の改善に努めさせること等であつた。これらは全て、彼が日本を抑制することを念頭に置き、そして崩壊に向かわんとするワシントン体制の維持建直しを念頭に置いて考へたものであらうと推測される。

ローズヴェルトは、ジュネーブにおける軍縮会議⁽⁶⁾に出席中の五四ヶ国代表に向けて、一九三三年五一六日メッセージを送り、その中で次のように言明した。

「二連の措置を通じて、攻撃戦闘用兵器は廃棄されねばならない。その明らかな第一歩が直ちに踏み出されねばならない。これらの措置が採られつつある間、いかなる国家も条約に基づき制限を越えて、現存の軍備を拡大してはならない。現存の条約に従い、いかなる国家もいかなる性格の兵力といえども、その国境を越えて、出動させはならない⁽⁷⁾。」

さらには二二日、米国代表ノーマン・デイヴィス (Norman Davis) は、会議の席上ローズヴェルト、ハルの考えを次のように伝えた。

「米国は、軍備の実質的縮小にその本分を尽くそうとしているだけではなく、一般的国際協定によつて有効となる場合においては、他の方法によつて平和的機構に貢献せんと準備しつつある。殊に平和に対する脅威が生じた場合には、紛争を避ける目的を持つて、進んで他の諸国に諮るであろう。さらに、諸国が、或る一国が国際的義務に違反し、平和の崩壊を犯そうとしていると会議決定を行い、この侵略者に対し必要な措置を講ずる場合、米国は、その責任があり、違反した側の国家に関してなされた判断に同意しうる限り、平和の回復のための集団的努力を挫折させようないかなる行為も避けるであろう⁽⁸⁾。」

このように表わされたローズヴェルト、ハルの意図は、ジュネーブ会議の決定事項の適用範囲を単に欧州に限定するのではなく、世界的次元に拡大することであつた。その目的は、米国が日本の動向に留意し、遺憾に考えていることを、会議参加国、とりわけ日本に対して明らかにしておくことであつた。同様の趣旨は、同年五月一八日のローズヴェルトと宋子文国民政府財政部長との共同声明⁽⁹⁾や、同年二月二八日のローズヴェルトのワシントン演説⁽¹⁰⁾等においても述べられている。

しかしながら、ローズヴェルトのこうした意思表明にもかかわらず、彼の対日態度が直ちに厳しくなつたというわけではなかつた。むしろ、事実は逆であつた。その理由は既述のような国内環境から、彼が対外関係の悪化回避を強く望んでいた

めである。そうした意味では、彼とフーヴァー前大統領の間には、外交政策上、ニュアンスの差はあるにしても、実質上大きな相違は存在しなかつたということも出来よう。

ローズヴェルトから外交の主導権を委任された形のハルは、彼のそうした意向を受け、いわゆる「善隣外交」を展開し、また同時に通商の拡大に努力した。⁽¹¹⁾ 同様にハルは、前政権下において悪化していた日本との関係改善を計ろうとした。その方法は、一方では日本に対してステイムソン流の原則強調を繰返し、また国際連盟との協調策を展開しながら、他方では、対日制裁措置といった具体的対抗策を採用せず、日米両国関係の改善を推し進めんとする、二重外交的性格を有するものであつた。そして、こうした性格の対日政策が打ち出されてくる背景には、日本の意図に対する潜在的⁽¹²⁾不信任感、米国海軍力の不十分さの認識、国際紛争の平和的解決に対する楽観的態度、そして既述のような国内的要請が存在していたのである。

2

ハルはこうした方法によつて、一九三三年六月頃より翌年四月までの間、短期間とはいえ日米関係に「ささやかな改善」をもたらすことに成功した。そのきつかけは、皮肉にも日本側よりもたらされた。それは、一九三三年六月のローズヴェルトと石井菊次郎との三回にわたる会談であつた。⁽¹⁴⁾ 同会談について、同年六月一日付東京朝日新聞社説は、「満州事變の勃発により一時極端な急迫状態に陥つた日米関係はローズヴェルト政権の出場と共に次第に融和的傾向に向かつて来たが、過般の石井・ローズヴェルト両巨頭会商の結果更に相互諒解の程度を深めるに至つた……」と述べ、さらに、石井の私見とはいえ、ローズヴェルトへの日米仲裁裁判条約の復活、及び平和維持条約締結の二提案、それに対するローズヴェルト、ハルの好意的反応を記した。同社説の見出しは「石井・ル大統領会見の結果、日米の不安一掃に平和保障確立へ、機運俄かに動き出す」であつたが、それは、満州事變以後次第に悪化しつつあつた日米関係の先行きを案じ、その好転を願う国民の声を

代弁していたともいえよう。こうして見出された日米関係好転の兆は、石井全権が米國非難の強いロンドン國際經濟會議の席上、独り親米的演説を行い、米國に好印象を与えたことによつて確かめられた。⁽¹⁵⁾ またこれともない、ハルを懸念させていた日本の新聞の対米論調も、次第に穩やかなものとなつていつた。⁽¹⁶⁾

こうして生れた日米関係改善の空氣は、かねてより穩健派として知られていた広田弘毅が新たに外相に就任したことによつて、一層暖められた。⁽¹⁷⁾ 米國駐日大使グルー (Joseph C. Grew) は、外相就任三日目の広田と会見し、広田の態度から日米関係改善の希望が彼の本意であることを確信した。⁽¹⁸⁾ そして、一〇月三日にはハルに対して、「明らかに外相は日米関係改善のための方法・手段を模索している」、と報告している。⁽¹⁹⁾

ハルはこれに対して三日後グルーに返電し、「広田と貴殿との間の最近の満足すべき接触、および将来の可能性についての報告は、余を非常に満足させている」⁽²⁰⁾と広田の外相就任に好意的反応を示しながらも、同時に「滿州國当局による滿州における米國その他諸外國の商業權益に対する差別——現在、實際に存在し、今後さらに拡大しそうな——や、同当局による米國の条約上の權利を侵害する諸行為についての証拠が増大する事態に直面している」⁽²¹⁾ことに注意を喚起している。ハルは、一四日、右の件についてさらに具体的に「現在 (日本が) 考えていると伝えられる (滿州の) 石油独占問題が、こうした政策や行為の一例である」⁽²²⁾とグルーに伝えている。このようなハルの電報には、穩健かつ日米関係改善を望む広田の登場を、軍國主義者に対する穩健派優勢の徴候として一応歓迎しながらも、他方では、石油独占の動きに象徴される滿州の状況と照らし合わせ、対日注意を怠らないハルの対日態度が浮彫りにされているといえよう。それ故に、ハルは日本との関係改善に際し、それまでの原則の放棄や國際連盟との協力停止といった基本的態度の変更、すなわち、日本への讓歩を一切行おうとはしなかつた。それは、北支の紛争を解決させた塘沽停戰協定 (一九三三年五月三十一日) を「日本が滿州における獲物の地固めを行い、さらに一層の前進を行うための単なる時間かせぎをしているに過ぎないと確信し、……日本は、滿州に関する声明につ

いては名うての嘘つきである」⁽²³⁾と見做すハルにとつては、当然のことであつた。そのことはまた、国内問題に忙殺されながらも、日本との戦争の危険性を感ずるローズヴェルトにとつても、同じことであつた。それ故、米國にとつて日本との関係改善は、決定的な日米対決を回避し、満州における既成事実の承認を拒否し、日本の膨張を妨げるための「戦術」の枠を越えたものではなかつたといえよう。ローズヴェルトが、一方で対日関係改善を支持しながらも、他方では、ソヴェートの承認（一九三三年一月一七日）に踏切り、それを日本に多大の心理的重圧を加える手段としても巧みに利用し、また海軍力の強化にも努力したのはそのためであつた。

それは正しく、ローズヴェルトが尊敬し、かつ多大の影響を受けたセオドアの「穏やかに語り、手に巨棒を持って」という、いわゆる「巨棒外交」(Big Stick Diplomacy) の実践であつた。

(1) Hull, *op. cit.*, vol. I, p. 194.

(2) *ibid.*, p. 194.

(3) それと関連して、モリソンは、ローズヴェルトが第一期就任後、海軍条約で定められた兵力限度まで建造するようにと提議した時、初めて海軍の復活が始まつたと述べている。サミュエル・E・モリソン、中野五郎訳『太平洋の旭日』（一九五〇年、改造社）上巻、五一ページ参照。

(4) ヘルツによれば、「その時のローズヴェルトの眼には、日本は広大な帝國を打建てるための長期的計画を持ち、平和と軍縮に対する世界の希望を侮ることに良心の呵責を覚えず、不安定で侵略的、そして危険な國と映つていた」のである。Stephen E. Peltz, *Race to Pearl Harbor* (Cambridge, Massachusetts, 1974), p. 75 参照。

(5) *ibid.*, p. 72.

(6) ローズヴェルトは、同會議に大きな関心を抱き、またその成功を祈つてゐた。Welles, *Seven Decisions*, p. 67 参照。

(7) Department of State, *Peace and War* (Washington D. C., 1943), pp. 180-1. (Department of Stateは以下 Dept. of State と省略)

(8) *ibid.* pp. 188-9.

(9) 同声明は、次のように述べられている。「我々の考慮は、極めて当然のことながら、極東における危険な事態の発展に向けられるを得なかつた。この新しい事態の発展は、過去二年間世界の平和を不安に陥れてゐる。」Samuel E. Rosenman, *The Public Papers and Addresses of Franklin D. Roosevelt* (New York, 1969), vol. II, p. 207 参照。

(10) 「平和の脅威に対する責任は、世界の人民にあるのではなく、人民の政治的指導者にある。恐らく、世界の人民のうち九〇パーセントは、各々自國の

領土の限界に満足しているばかりでなく、さらに他の諸国が各々一致して兵力縮小の措置をとる場合には、進んでその兵力を縮小しようとしている。世界平和に対する脅威の背景をなすものは、他の一〇パーセントが隣邦の犠牲の上に領土の拡大を求め、他の全ての者が反侵略及び軍備縮小に一致する場合においても、軍備の縮小にも再軍備停止にも同意しようとする指導者と行動を共にするのではないか、という不安とその可能性である。』 Dept. of State, *op. cit.*, p. 207 参照。

(11) ハルは、通商法の成立(一九三四年六月二日)以後、三七年までに、一八カ国との互恵通商協定の締結に成功した。

(12) ハルの場合、彼が國務長官に指名された日(一九三三年二月一日)は、松岡洋右全權が連盟総会より退場した日でもあった。彼はこのことを非常に印象深く受止め、日本への無法者イメイシを強くした。また、彼は國務長官に就任した当時、日本に対して二つの確信を抱いていた。その一つは、中国の独立維持、日本が極東全域を支配することの阻止が米国の利益であること、もう一つは、日本は条約上の義務を守る意思がなく、その時の機会に「この行動を決定する」とうてゐる。Hull, *op. cit.*, vol. I, p. 270 参照。

(13) *Ibid.*, p. 274.

(14) 石井菊次郎は、ロンドン国際経済会議全權としてロンドンへの往路、ワシントンに寄り、ローズウェルトと会談の機会を持った。

(15) それについて、一九三三年六月一日付東京朝日新聞は次のように伝えている。『石井菊次郎子は明確にローズウェルト大統領のリフレーション(合理的通貨膨脹)政策を支持し、先月末ワシントンにおける石井・ローズウェルト会商が他の諸大國代表との予備交渉以上に成功であつたことを表示してゐる。』

(16) ハルは、國務長官就任間もなく、グルーから受けた日本の反米デモに関する報告により、日本の世論は反米的であると確信するようになった。Hull, *op. cit.*, vol. I, p. 273 参照。

(17) 広田は、第六五回帝國議會(一九三四年一月二三日)において所信を明らかにし、「帝國と北米合衆國との關係を觀察しますに、本来兩國間には根本的に解決困難なる問題は存在せずと言ひ得るのであります」と述べたことは、米國側に好感をもつて迎えられる。『広田外相の演説』『外交時報』一九三四年二月一日号、二〇五ハイジ参照。

(18) グルーは広田について次のように述べている。『彼(広田)の政策の礎石は日米關係の改善で、事實上、彼がまつたく予想しなかつたこの位置について主な理由は、これを促進させるためだといつた。彼の態度は彼が本氣であることを私に確信させる。』ジョセフ・C・グルー、石川欣一訳『滯日十年』(一九四八年、毎日新聞社)上巻、二三四ハイジ参照。

(19) Dept. of State, *Foreign Relations of the United States, Japan 1931-1941*(Washington D. C., 1943), vol. I, p. 124 (FR-J 省略)

(20) *Ibid.*, p. 125.

(21) *Ibid.*, p. 125.

(22) *Ibid.*, p. 126.

(23) Hull, *op. cit.*, vol. I, p. 274.

四 日本 の 対 米 直 接 脅 威 の 増 大 と ロ ー ズ ヴ ェ ル ト の 対 応

1

このようにしてかもし込まれた日米関係の「ささやかな改善」の空気は、一九三四年四月一七日のいわゆる「天羽声明」⁽¹⁾によつて幕を閉じた。既述の国内事情と並んで、米国の在中権益が日米関係を悪化、ひいては決裂に導く程大きくなかつたところから、⁽²⁾同声明のイムパクトはローズヴェルトが大統領に就任して以来の極東政策の基本的性格を変更させるまでにはいたらなかつた。⁽³⁾だが、それは、日本の「本音」を如実に表わしたものととして諸外国、とりわけ米国に受けとられた。

さらに日本の、もう一つのワシントン体制への挑戦、すなわち海軍力拡張の動きと対英米建艦比率パリティの要求は、⁽⁴⁾「天羽声明」とは比較にならない衝撃を与えるものであり、もはやローズヴェルトはこれを座視し続けることは出来なかつた。なぜなら、それは、これまでの日本の中国における行動とは性格が異なり、「太平洋国家」米国への直接的脅威の増大（ハワイ・比島等の防衛、および太平洋における勢力均衡崩壊の危険の増大）として認識されたからである。

これらの問題は、米国外交をワシントン会議以前の状況に後戻りさせるものであつた。しかも、日本の動向はローズヴェルトの懸念する方向に向かつていた。⁽⁵⁾同時にそのことは彼が若き日に日本に対して抱いたイメージと一致するものであつた。またそれ故にこそ、日本の意図に対する彼の警戒の念は一層深められることになつたといえよう。ヴァインソン (Carl Vinson) 海軍委員長は「現在の海軍力を以て進んで行けば極東方面に対する米国の海軍力は日本に比して著しく低下することは疑いのない所である。……斯くの如き不安なる時勢に於て殆んど孤立の境地に立つている米国は、自身の力に依り少くとも海上の防備だけは整えねばならぬ」⁽⁶⁾と危機感を漂わせて米国海軍の拡張を訴えていたが、彼の主張こそは正しくローズヴェルトの考えを代弁するものであつたといえよう。

そうした最中の九月一八日、グルーから、日本はワシントン海軍軍縮条約廃棄のため一二月末日までに米国に対して同条約廃棄通告を行う旨の決定をしたとの報告を受けたローズヴェルトは、演習のため大西洋に移していた米国艦隊を急遽太平洋に復帰させた。⁽⁷⁾ さらに彼は一一月一七日スワンソン (Claude A. Swanson) 海軍長官に対し、今後二年以内に予想される二つの海軍条約の消滅に備え、新型艇の緊急開発や、そのための計画局の設置を提案した。同時にまた、比島、グアム島、アリューシャン列島等に大小の飛行場建設を行うことの可能性についての秘密研究を命じた。⁽⁸⁾

こうして、ローズヴェルトはワシントン、ロンドン 両海軍条約の失効を見越し、米国の海軍量を両条約の許容最高限度にまで拡張することを決意した。そして、一九三四年度から、いよいよ米国海軍建設五カ年計画に着手したのである。⁽⁹⁾ これと併行して、今後の戦力としての空軍力を重視するローズヴェルトは、空軍力拡張のため、ワシントン、ロンドン 両海軍条約の許容最高限度の海軍力に相応する機数一一八四機の購入予算として九五〇〇万ドルを議会に承認させた。さらには、これと相呼応するかのよう、米国陸軍も比島その他の海外属領の航空兵力充実のための立案を開始した。

米国においては、平時に海軍の拡張を行うことそれ自体が異例のことでもあり、その規模および速度は、一九四一年までに世界最強の海軍建設を念願するローズヴェルトを満足させる程のものではなかつた。とはいえ、とにかく海軍拡張に踏出したことは一つの前進であり、また、国内経済再建計画の一環の中にそれを組入れることによつて、それを産業復興や失業者救済に利用することが出来たのであつた。

2

以上から理解出来るように、ローズヴェルトは、翌三五年開催予定の第二次ロンドン海軍会議が成功裡に終るか否かについで、全くではないにしてもほとんどその可能性は残されていないと判断するにいたつて⁽¹⁰⁾いた。

また彼は、同年一月二二日のホワイト・ハウスにおける記者会見の席上「我々の全体的な立場は、全ての国が相対的安全保障を与えられる権利を有するということである。我々は、先の二つの条約（ワシントン、ロンドン）両海軍条約・筆者註）が相対的安全保障を与えたと信じている。……それ故に、我々は相対的安全保障の存続を希望したのである」と、第二次ロンドン海軍会議に対する彼の基本的考え方を明らかにしている。⁽¹²⁾

このことは、翌三五年一月一九日に決定された米国の第二次ロンドン海軍会議に臨む基本方針のなかに明確に反映されている。それは、米国は海軍総トン数制限を行うための新海軍協定締結を望んでいるが、現在の情勢では、その実現可能性はないとの認識が必要であると述べ、以下当時の情勢分析を続けている。そして、日本が海軍力の質的制限さえも拒否する場合には、日本を除いた新条約に仏伊兩國を加える可能性のあることを示唆して終つている。⁽¹³⁾このような方針に基づき、ローズヴェルトは一週間後の二六日にハルを通じてデイヴィスに指令を送り、その中で「米国はどのような場合においても実質上日本にパリティを認めたり、或いは現在の条約上の比率を増加するような条約を認めることは出来ない」と、日本の要求を受入れる考えのないことを伝えた。

この指令の中で表わされているローズヴェルトの日本に対する非妥協的態度は、第一次ロンドン海軍会議が不成功に終り、その結果、海軍拡張に迫られた場合、日本に非難を集中させることによつて、孤立主義的世論や議会の海軍拡張支持を得ようとの国内向け考慮と並んで、海軍無制限競争が始まつたとしても、日本はコストの上から、それに耐えられなくなるであろうとの確信の強まりから生れたものであつた。⁽¹⁵⁾

こうしたローズヴェルトの対日態度は、原則主義的なハルのなかに一層明確なものとして現われている。彼は一九三四年一月一三日付のデイヴィス宛電報の中で次のように述べている。

「過去三週間の会談により、我々は将来の海軍軍縮の基本について、一方では日本と、他方では英国との間にある明らかな相違に橋

をかける機会が実質的にないということを確信した。……日本人の主題は、東洋に圧倒的優位を打建てるための野望としてしか意味を解することが出来ない。それは、差別的権利や特権、そしてワシントンその他の条約中に含まれている他の基本原則や政策に象徴されるアジアの微妙な政治的経済的均衡の破壊への道を開くことにならう。⁽¹⁶⁾」

ハルの考えていたことは、日本は米英に比べ海岸線も短かく防衛区域も狭いのであるから、米英とのパリティが達成されなくとも安全保障の平等は確保される、しかも、米国は太平洋防備協定によつて、グアム島や比島の海軍太平洋根拠地強化を行わないと約束している、それにもかかわらず、日本があくまでもパリティを要求するのは、裏に何かが隠されているのではないか、ということであつた。それ故、一方において日本の北支における自治運動や満州国の石油独占問題に代表される日本の動きにも通じたハルは、ワシントン、ロンドン両海軍条約を終了させんと日本の希望をもつと大きな問題、すなわち九国条約によつて実現された相互依存体制を破壊せんとの明白な証拠とさえ受取つたのである。

その結果、ハルは「もし米国が日本との間に、ワシントン会議の協定中に含まれた主要な原則を具体化していないような新条約に入るならば、それは事実上日本によるこれら協定の破壊を是認することになる⁽¹⁷⁾」と信じたのであつた。そうしたハルには、斎藤駐米大使から正式に日本のワシントン海軍条約廃棄通告を受けると、米国に残された選択の道は二つしかないと考えられた。その選択の第一は「敵然とした態度をもつて、極東より漸次撤退する⁽¹⁸⁾」ことであつた。彼にとつてこの選択は、米国のそれまでの権利、原則そして権益の一切を放棄し、「世界の人口の約二分の一が住むハワイ以西の全太平洋を日本に引渡す⁽¹⁹⁾」ことを意味するものであつた。残されたもう一つの選択は、それとは逆に、米国のそれまでの権利・原則を堅持し、米国の権益を守ることによつて、従来通り太平洋国家としての存在を計るということであつた。これは、日本に対する十分な軍備を要求するものであつた。⁽²⁰⁾ 彼は、二つの選択のうち、当然のこととして後者を選択した。第一の選択は、道義的にも許される性格のものではなかつたのである。

ローズヴェルトの対日強硬態度は、同じ基礎の上に立つとはいえ、ハルにみられる程厳格なものではなく、ウィルソンの教訓から一時的にはあるが、英国の太平洋における現状維持の希望に同調し、日本との妥協に望みを託すこともあった。⁽²¹⁾しかし一度後者の選択に踏切ると、彼は「日本の海軍条約廃棄以後」に備えるため、不十分とはいえ、迅速な対応を行った。ローズヴェルトは一九三四年二月一七日、既述のように、スワンソンに対して新型艇の緊急開発や、そのための計画局設置のアドバイスを与え、太平洋上の諸島に大小の飛行場を建設することについての秘密研究を命令し、同月一三日には、スワンソンから彼に提出された太平洋諸島(ウェイク、ジョンストン、サンド、キングマンリーフ各島)を米海軍長官管轄下に置くための大統領命令草案を、非常に示唆に富んだものと評価し、その早期実現に賛成した。⁽²²⁾また翌三五年五月三〇日には、スワンソンからの中部太平洋上の小島(ベイカー、ハウランド、ジャーヴィス各島)を情報蒐集のため秘密裡に占領したとの報告について、彼は少くとも今後一年間それらの島々を植民地化しておくべきであろうとの見解を示した。⁽²³⁾さらには、同年七月二日、スワンソンの建艦計画(一九三七年開始予定、三五、〇〇〇トンの戦艦一隻、一五〇〇トンの駆逐艦一二隻、一三五〇トンの潜水艦六隻を各々建造予定)を直ちに承認した。⁽²⁴⁾

以上のように、日本がワシントン海軍条約を廃棄(日本は同条約廃棄と同様の考えに基づき一九三六年一月一五日には第二次ロンドン海軍会議からも脱退、すなわちロンドン海軍条約廃棄)し、単独行動を採り始めたのに対し、米国が既述の第二の選択を行って対応した結果、日本の満州国における石油独占や華北自治運動・分離工作ともからんで、日米関係は次第に本格的対決の様相を呈することになった。

(一) ハルは同声明を、日本が中国支配の野望を明確に表明したとみなし、それまでの日本の意図に対する彼の判断の正しさを再確認した。同声明に対するハルの対日通告は、*FR Japan 1931-1941, vol. I, pp. 231-2* 参照。また、同声明は英国に大きなイムパクトを与えた。すなわち、一九三四年四月二三日付のビンガム駐英大使からローズヴェルトへの報告によれば、ロンドン軍縮予備会議に際してもなお、英政府は日米いずれと協力すべきかについて意見の統一が出来ずにいたが、同声明は英政府を米国との協調に傾むかせるきっかけとなった。*Nixon, op. cit., vol. II, pp. 78-81* 参照。

(2) 米国の極東権益は、ハルによれば「単なる米国及びその権益保護といった問題を超越してゐる」。(『*For Japan 1931-1941*, vol. I p. 386.) されば、換言すれば、米国の極東権益とは、現実の利害関係よりも、権利や原則が優先するというのである。一九三八年の米国太平洋問題調査会会議報告によれば「極東におけるわれ／＼の経済的利害関係は、われ／＼の政治的およびイデオロギー的利害に比して第二次的な重要性をもつにすぎない」と述べられてゐる。

(3) このことは、同声明から三日後の二〇日にホーンベックがハルに対して、極東については何らの政策変更は必要ないと述べていることによつて示されてゐる。Nixon, *ibid.*, vol. II, pp. 54-71 参照。

(4) こうした要求が出てくるのは、ワシントン海軍条約の確定効力年数が一九三六年末までであり、またロンドン海軍条約はその効力を第二三条第一項に一九三六年二月末日までと定めていたことによる。それと関連して、既に一九三二年五月二六日ジュネーブ軍縮一般委員会の席上、日本の佐藤尚武代表は「日本代表部は将来の軍縮条約の基礎としてワシントンおよびロンドン条約の数字を採用することは決して軍縮会議のために利益であるとは思惟し得ないのである」と語つていたが、こうした日本の基本的態度は以後大きく変化することはなかつた。東京朝日新聞一九三三年五月二六日参照。

(5) ロンドン軍縮予備会議においても、日本の対米英パリティー要求は変化することはなかつた。そしてローズヴェルトは、このことについての報告をドイツから随時受けていた。

(6) 「米国海軍大建艦案通過」『外交時報』一九三四年二月一五号、二二三頁。

(7) ハルによれば、この時期の米国の対日認識は次のようであつた。「日本の国防費は一九三一年から三四年の間に倍加された。……軍事費は全国家予算のはば半分に達しようとしていた。……当時日本の海軍は条約制限一杯にまで自己の海軍を建設し、米國艦隊は条約で決められた海軍力の恐らく七五パーセント位であつたため、日本の海軍指導者達は、パリティーをたやすく達せられると計算した。であるから、彼らは海軍縮条約を批判し、日本よりも遙かに富んだ米英との海軍拡張競争に従事するか、或いは条約比率の継続に同意し、彼らが既に浜口首相、犬養首相の暗殺として際限のないプロパガンダを通じて形成してた海軍縮に反対する世論の怒りを自分達自身に招く危険を賭すかの決定を行わねばならなかつた。」そして彼らは海軍拡張競争を選じた。Hall, *op. cit.*, vol. I, p. 287 参照。

(8) Nixon, *op. cit.*, vol. II, pp. 322-3 参照。

(9) 五カ年計画のあらまし及び一九三〇—一九三九年に至る米國海軍予算・建艦状況のあらまは次のようである。
一九三四年以降三九年までに左記一二隻の軍艦を建造する。

- 一、八インチ砲巡洋艦 一隻
- 一、六インチ砲巡洋艦 五隻
- 一、航空母艦(一五、二〇〇トン) 一隻
- 一、駆逐艦 六五隻

一、潜水艦

計

一〇二隻
三〇隻

これに加えて、乗員数を七九、二〇〇名より一〇〇、〇〇〇名に増加し、海兵隊数を二五二、〇〇〇名より二〇〇、〇〇〇名に増加する。

(前掲「米國海軍大建艦案通過」参照)

一九三〇年	一八	三	八	一一	二二三三	一〇七	三五七、八〇六、二一九
一九三一年	一五	三	一〇	一〇	二二三三	八一	三五三、六二八、三六三
一九三二年	一五	三	九	一〇	二二二〇	八二	三四二、一七五、五五七
一九三三年	一五	三	一一	一〇	二五一	八二	三七一、七九四、六三六
一九三四年	一五	四	一六	一〇	二二八	八四	四四〇、六〇四、六六九
一九三五年	一五	四	一六	一〇	二二三	八四	四七〇、三九一、三三六
一九三六年	一五	四	一六	一〇	一八一	七九	四九七、〇八三、七一九
一九三七年	一五	三	一七	一〇	一八七	八三	五四一、〇〇五、二〇〇
一九三八年	一五	五	一七	一〇	二〇六	八九	五四六、八六六、四九四
一九三九年	一五	五	一八	一九	二二〇	九四	九六六、七七二、八七六

<資料> The Statesman's Year-Book-Statistical and Historical Annual of the State of the World For the Year 1933, 1936, 1940. M. Epstein ed., Macmillan and Co., Limited, London 1933.1936.

(10) ローズヴェルトは、一九三四年一〇月五日デイヴィスに対して同會議に臨む際の基本的指示を次のように伝えている。

一、ロンドン海軍會議の目的は、新たな條約を作り、現在の條約の諸目的を継続させることである。

F・D・ローズヴェルトと日本

八五

(九五)

「米國はそうした目的を堅持する。それは、我々が第一に考慮すべきことである。

「それ故、貴殿が、最初の機会に英日に対して二〇パーセントの海軍トン数制限を提案することを希望する。それが不可能な場合、一五ないし一〇パーセントの削減、それも不可能な時には、五パーセントの削減を求めたいことを希望する。

「私は、結果的に軍拡となるような新海軍条約の承認を、上院に対して求めることは出来ない。

Nixon, *op. cit.*, vol. II, pp. 227-9 参照。

(11) *ibid.*, vol. II, p. 326.

(12) 相対的安全保障とは、各国の海軍力は各々の防衛区域内において、他の国のそれよりも優越し、それにより安全保障の維持を可能にするという考え方である。彼によれば、相対的安全保障とはワシントン、ロンドン両海軍条約によつて規定された比率の維持により獲得され、維持されるのであり、日本は米英に比べ防衛区域が狭いところから、米英とのパリティを達成出来なくとも安全保障は確保されるというものである。

(13) *FR 1935*, vol. I, pp. 148-9 参照。

(14) *ibid.*, p. 151.

(15) Nixon, *op. cit.*, vol. II, p. 263 参照。

(16) *FR 1934* vol. I, p. 237.

(17) Drothy Borg, *The United States and the Far Eastern Crisis of 1933-1938* second printing (1968, Cambridge, Massachusetts), p. 110.

(18) Hull, *op. cit.*, vol. I, p. 290.

(19) *ibid.*, vol. I, p. 290.

(20) *ibid.*, vol. I, pp. 280-1 参照。

(21) その理由は、一九三四年二月二十九日の日本のワシントン海軍条約廃棄通告に呼応して、ローズヴェルトが翌年米國海軍の北太平洋上における演習を認めるや、非常に多くの抗議の手紙がワシントンに寄せられたことにも象徴されるように、国内の不況と並んで、世論・議会の一層の孤立主義化が進んでいた(このことは、欧州情勢の混乱化によるところが大きい)ことによる。またローズヴェルトが一九三六年に大統領選挙を控えていたために、いわゆる進歩派議員の機嫌をとる態度に出たことにもよる。

(22) Nixon, *op. cit.*, vol. II, pp. 330-1 参照。

(23) *ibid.*, vol. II, p. 523 参照。

(24) これらは全て秘密になされた。その理由は、そうした米國の動きが同國のそれまでの軍縮の主張と矛盾するとの印象を諸外國、とりわけ日本に与えることを恐れたためである。それ故に、同年五月三日の比島独立前に米海軍基地を、建設すべしとのスワンソンの提案をローズヴェルトは、比島独立の際にそれは「資産よりも負担となる」との理由をつけて、拒否したのであった。Nixon, *ibid.*, vol. II, p. 405, p. 546 参照。

また、ローズヴェルトは同年三月二三日にハルを通じて、グルーの極東情勢からして米海軍の準備の必要性、およびそれと並んで日本への友好的態度の必要性を説く報告を受けていた。*Ibid.*, vol. II, p. 440 参照。

五 日中戦争の勃発とローズヴェルトの対日態度の確立

1

一九三六年は、第二次ロンドン海軍会議における日米の意見衝突と、日本の同会議からの脱退（一月一日）により幕を開けた。

グルーは同年元旦の日記に「激怒の一年始まる。……条約を破ることを知っている人ははじめから条約に署名調印しない方がよい……」⁽¹⁾と記し、ローズヴェルトは一月三日議会への年頭教書の中で次のように語り、日本に衝撃を与えた。

「私は一九三三年春に、世界の人民の中の八五或いは九〇パーセントは国家相互間の領土上の境界に満足している、もし世界の全ての諸国が同意するならば、米国はより一層の軍縮をすすんで行うだろうと提案した。

このことは今日でも同様に真実である。そして今日、世界平和と世界の親善関係が世界人口のわずかに一〇ないし一五パーセントによつて阻まれていることは、より一層真実でさえある。そんな訳で軍縮の努力は失敗に帰したばかりか、陸空軍力の大規模な増強に直面させられている。そして、海軍軍縮に関して現在の制限を今後数年間継続させんとする努力さえもが、このところほとんど成果をみせていない。⁽²⁾

同年はこうした幕の引き方をしただけに、日米関係の先行きには懸念を感じさせるものが十分にあつた。しかしながら、同年の両国関係を顧みる時、あたかも嵐の前の静けさでもあつたかのように、比較的平穩裡に幕を閉じることが出来たのであつた。

それは、裏を返せば、日米両国がともに国内問題に追われた一年であつたこと、そして、伊のエチオピア併合やスペイン内乱に象徴される欧州の危機の深刻化を反映していたということが出来よう。日本では同年二月二六日、二・二六事件が発

生した。そして、軍部は同事件の処理を契機にいわゆる肅軍人事を遂行し、本格的に高度国防国家の建設に取掛かった。

他方、米国においてもめまぐるしい動きが展開された。しかも同年一月にはローズヴェルトにとつて最重要事の大統領選挙が控えていた。彼にとつて今回の大統領選挙は、米国民に彼の第一期目、殊にニュー・デールの成果の賛否を問うという意味を持つていた。しかも、楽観を許される状況にはなかつた。経済状況は一九二九—三三年の異常事態から脱していったとはいえ、依然として慢性的不況状況を呈していた。また、前年五月全国産業復興法を違憲とした、最高裁判所は、三六年に入ると農業調整法を違憲とし、さらに農業抵当モラトリアム、ガフィ瀝青炭法をそれぞれ無効とした。それは、あたかもニュー・デールそのものが最高裁判所によつて崩壊させられるかのような印象をローズヴェルトに与えるものであつた。

さらには、彼の反対にもかかわらず前年八月に成立した中立法は、二月二九日に交戦国への借款、貸付けを禁止する第二次中立法に改められた。米国民の間には、米国の「世界大戦への参戦の原因は平気で悪事を行う軍需産業家・国際金融資本家・枢軸側の宣伝家に帰せられるのであり、戦争は我々にほとんど何ももたらさなかつたという感情」と「再び外国で戦争が起る前に中立という既に決められた主義を法規定することによつて、自らを隔離するステップを踏むべきである」との考への拡まりがあつた。

孤立主義的傾向の拡まりは米國世論の対日態度にも大きな影響を与えずにはいなかつた。元來米國世論は、中国に同情的ではあつたが、中国のために日本との戦争になるようなことには反対の態度を示していた。これとともに、国内及び欧州の動向はそうした米國世論の態度を一層確固たるものにさせた。その結果、米國世論の対日態度は「毛嫌い」と「ためらい」の奇妙な組合せとなつて表われたのである。こうした国内の動きはローズヴェルトをして、積極的な対日政策の採用を一層困難とさせるものであつた。

以上の激しい状況の中で、民主党ローズヴェルトと共和党ランドン (Alfred M. Landon) は激しく大統領選挙を戦つた。⁽⁵⁾

結果はローズヴェルトの地すべりの勝利であつたが、極東及び欧州情勢の混迷化にもかかわらず、米国民の関心や心理状態を反映し、今回の大統領選挙も前回のそれと同様、「全くの国内問題をめぐる」⁽⁶⁾ものであつた。

ローズヴェルトは大統領選挙に際して、外交問題を争点の一つにすることを敢えて避けた。同様に彼は、それに先立つて制定された中立法をめぐる論議に対しても、全力を注いでの反対を避けた。拒否権の行使は「単に議会によつてそれを覆えられるばかりでなく、国民に誤解されることになるであらう」と考え、中立法をめぐつて孤立主義勢力と対峙することを回避したかつたからである。そこには、彼一流の現実主義的な考え、最高裁判所のニュー・デール関係諸法に対する判決のショック、およびそれにもなう彼の指導力の低下などが存在した。しかし、彼は、一九三六年の大統領選挙を通じ、今後自ら外交を展開していくに際しての世論啓蒙の必要性を、換言すれば、世論を現状のまま放置しておくことは、自らを動きのとれない状況に追い込み、現在以上に外交を展開しにくくさせるということを痛切に認識させられたのであつた。⁽⁸⁾

2

太平洋国家としての存続を決定したローズヴェルトは、一九三七年に入ると、二つの海軍条約の失効にともなう日本の対米脅威の増大に対応するため、太平洋の安全保障および基地防衛力強化の問題を急ぎ解決する必要に迫られた。ローズヴェルトは、既述のように最高裁判所のニュー・デール関係諸法に対する違憲もしくは無効判決のショックから、右問題の解決を日本への圧力ではなく、同国との交渉によつて達成することを望んでいた。

こうした背景から生まれたのが彼の「太平洋諸島中立化構想」である。同構想についての彼の基本的考え方を、デイヴィスは次のように語っている。

「私に示された彼の考えは、ハワイ・豪州・ニュージージーランドを除き、太平洋上の全島は中立化されるべきで、要塞化されるべきで

はないということである。もし日本が同国の南北の諸島についても同様の合意をなすなら、彼はすすんでアリューシャン列島をもこの中に含めるであろう。彼はまた、台湾・香港をも含めるだろう。彼の考えは、協定は非要塞化の規定だけにとどまらず、関係諸国は、戦争の場合、中立化諸島不使用の誓約を規定すべきであるということとされる。⁽⁹⁾

同年二月一六日、國務省極東課はローズヴェルトの太平洋諸島中立化構想の検討を行つた。⁽¹⁰⁾ その結果は、彼の意に反し、次のデイヴィスの見解に示されているように、全体として否定的なものであつた。

「私には、極東課によつて示された最も困難な問題は、日本に関する点にあるように思われる。日本の状況に何らかの変化、もしくは浄化がなされるまで、既存の諸条約を最もひどく犯し、太平洋の平和を保証するための計画と相容れない政策の遂行を決意したと思われる政府との新たな重要協定の締結は、全く論理的でないとと思われる。

私を悩ませるもう一つのこと、我々は日本がこれまでに行つたことのうち、我々が承認していいことを間接的に大目に見るようなことなしに、日本との協定に調印出来るかどうかということである。こうした点について英国との十分な検討がなされるまで、大統領がイニシアティブをとることを差し控えるならば、今後の状況の推移によつて、多分そうした点も明らかにされよう。⁽¹¹⁾

ローズヴェルトが共同行動を採ることを望む英国もまた、彼の意に反し、米國務省と同様にこの構想に否定的態度を表わした。カドーガン (Sir Alexander Cadogan) 英外務次官は、「日本が現在の政策に固執する限り、日本と重要な協定を締結せんとの試みは価値がない⁽¹²⁾」との態度をデイヴィスに対して明らかにした。

またこれに先立つ二月二六日、ホーンベックはグルーに対し一六日の極東課の太平洋諸島中立化問題検討のために用意されたメモランダムを送り、彼の意見を求めていた。それに対するグルーの回答も「彼ら (日本人) は大統領の提案を『敗北主義』⁽¹³⁾として『士気の弱さ』を白状したものとみなすであろう」と、否定的性格のものであつた。

つまり、太平洋諸島中立化問題の検討にあつた人々の考えは、提唱者のローズヴェルト一人を除き、米國が同問題案実現のためのイニシアティブを採ることに消極的であつた。そしてまた、英国の態度も同様であつた。

一方ローズヴェルトは、三月一日にハルにメモランダムを送るという形で、二月二六日の極東課の討議を批判した。⁽¹⁴⁾とはいえ、彼は国内問題、とりわけ前年の最高裁判所のニュー・ディール関係諸法に対する判決のショックとそれへの巻返しに取組む必要から、それ以上自らの構想に固執することは出来なかつた。しかし、彼の提起した構想に消極的姿勢を示した國務省極東課が、それに代わるべき代替策の用意をしていたという訳でもなかつた。

その結果、一九三六年末、ワシントン、ロンドン両海軍条約が失効し、日本の海軍拡張によつて「太平洋国家」米國への脅威が増大しつつあるにもかかわらず、ローズヴェルトはそれに対処するための有効な対応策を打出すことが出来ず、昏迷の度を一層深めたのであつた。

3

米国外交担当者が、右のように、建設的プランを案出出来ない状態にあつた七月八日、ジョンソン駐華大使よりワシントンに蘆溝橋事件勃発の第一報が届けられた。⁽¹⁵⁾同報告は日本が再び軍事力をもつてワシントン体制への挑戦を開始したこと、太平洋諸島中立化構想にみられるような、日本との交渉による問題の解決が困難なこと、そして、それにともない日米対立關係の一層の深刻化を示唆するものであつた。

ウエルズによれば、ローズヴェルトは右報告に接すると間もなく、彼に対して米英共同の対日貿易禁止という經濟制裁措置の考えのあることを語つた。それは、ローズヴェルトが初めて日本に対する実効的手段採用の意向を披瀝したものであり、その意味するところは大きい。彼の考えは、日本經濟は米英の市場に大きく依存しており、「もし日本がこれらの市場から排除されるならば、日本は長期にわたつて前進することを望み得なくなるであらう」⁽¹⁶⁾というものであつた。そして、對日經濟制裁は日本との戰爭を意味するのではないかとのウエルズの質問に対して、彼は「日本は既に中國にあまりに深入り

しすぎているために、その経済は崩壊の極に至っている。もし日本の貿易が止められるならば、日本はその欲している東南アジアの石油その他の原料を獲得する以前に泥沼にはまり、行詰ることであろう⁽¹⁷⁾と答えている。また、この時ウェルズが受けた印象によれば、ローズヴェルトは日本がそうした危機的状況の中で、敢えて戦争を仕掛けてくるとは信じていないようであった。⁽¹⁸⁾

このことは、ローズヴェルトが日本を、世界第一級の海軍力を有し、「太平洋国家」米国にとって脅威の存在であり、しかも中国において侵略の手を拡げている強国と認めながらも、その反面において、所詮日本は経済的にも資源の上からも小国という意識——日本の力に対する過小評価にもつながる——を持つていることを示すものといえよう。このことはまた、日本の政策決定が米国のそれと同様に合理性をもつてなされている——清水の舞台から飛び降りる式の政策決定は予想だに出来ない——ことを疑っていないことをも示している。

しかし、ローズヴェルトの米英共同対日経済制裁の考えは、日本に刺激を与えることを望まない英国の支持を得られなかったこと、孤立主義的世論や議会が経済制裁という過激な手段に反対したこと、海軍力の不足、そして前年の最高裁判所のニュー・デイルをめぐる一連の判決が彼に与えたショック、それにとまなう彼の指導力の一時的低下等のために、実現されることなく終った。その結果、彼は最高裁判所への「巻返し」に力を入れ、日中戦争への米国の対応は、専らハルを中心として行われることとなつた。

ハルはグルーからの蘆溝橋事件現地解決に対する楽観的な報告や日本政府の同事件現地解決の態度、そしてハル自身が戦争の拡大を望んでいなかったところから、七月一六日のローズヴェルトとの会談の後、いわゆる第一次ハル声明を発表した。⁽¹⁹⁾しかし、それは前年のブエノスアイレス「平和のための特別汎米会議」の席上ハル自身が提唱した平和八原則の繰返しにすぎないもので、具体的に日本を批判することを避け、同国との摩擦の増大を望んでいない彼の態度を表明するものであつた。⁽²⁰⁾

して彼は、五日後の二一日齊藤駐米大使に対して日中戦争への米国の斡旋 (Short of mediation) 申し入れを行った。これに続いて、東京では八月一〇日、グルーが広田に周旋 (Good office) の非公式提案を行った。

これらの申し入れに対する日本側回答は、上海の事態が切迫する八月一三日になされた。その一つは齊藤からハルに手渡されたもので、それは「日本政府の考えは、それらの (第一次ハル声明中の) 原則を極東に適用する場合、それらの原則の目的は、極東地域の現実的かつ特殊な状況についての十分な認識と現実的考慮が加えられる場合にのみ達成されよう⁽²¹⁾」というものであった。他の一つは、東京からの上海への陸軍増強決定の閣議決定の知らせであり、第二次上海事変勃発のニュースであった。

ハルは、日本の具体的行動によつて日中戦争現地解決のための斡旋工作が失敗に終わったことを知り、八月二三日第二次ハル声明⁽²¹⁾を發表した。しかしそれも第一次声明の枠を越えたものではなかつた。同様に、ハルが九月二日グルーに送つた米電報の中でも、米国の基本目的が依然として「(一)介入の回避、(二)米国民の生命・財産・権利の保護⁽²²⁾」にあること、そして米国は「現在の日本外交の政策声明、およびそうした政策遂行のために日本軍部が採用した手段に対して否認 (disapproval)⁽²³⁾」の態度をもつて臨むことを明らかにするに留つている。

しかし、既述のような日本の対米回答は、ローズヴェルトに、単なる道義的性格の抗議表明、すなわちハルの対日説教のみでは問題の解決は望み得ないこと、彼が若干の希望として抱いていた交渉による問題解決も不可能なこと、換言すれば日本と対するには実効的手段の採用が不可欠なことを確信させた⁽²³⁾。

ローズヴェルトのジレンマは、具体的対抗手段以外のいかなる方策も日本の侵略的態度を阻止出来ないことを知りつつ、そのような手段を採りえないところにあつた。そのため彼は、議会の承認を得なくても可能な具体的対抗策から実行することを考え、日中両国が互いに宣戦を布告せずに戦つていることに注目し、中立法の適用を拒否した⁽²³⁾。それは、彼が日本と対す

るに必要と認めた対抗措置には遠くおよぶものではなかつたが、ともかくもそれはローズヴェルトの採つた最初の具体的対抗措置であつた。

こうした最中に、日本軍は中国における軍事行動を一層拡大し、南京及び無防備都市への爆撃を開始した。それは国際的にも大きな反響を呼び、国際連盟総会は九月二十八日、日本の中国都市爆撃非難決議を全会一致で可決した。

ここにおいて、ローズヴェルトは一つの結論に達せざるを得なかつた。それは、日本の行動を抑止するためには、自ら直接行動を起こさねばならないとする結論であつた。彼はついに、孤立主義勢力の牙城シカゴへ乗込む決断を下したのである。

- (1) グル、前掲書上巻、二一六ページ。
- (2) Rosenman, *op. cit.*, vol. V, p. 11.
- (3) Masland, *op. cit.*, p. 161.
- (4) *ibid.*, p. 161.
- (5) それはF・L・アレンをして「選挙戦は苛烈に行われた。一八九六年以来、国民が選挙にこれほど熱中したことは、たしかになかつた。怒つた共和党と怒つた民主党の議論をきいていると、さながら、私有財産や野心や憲法やデモクラシーや文明そのものまでを破壊しようとした暴君とファシスト独裁を生み出そうとするウォール街の掠鳥のあいだに戦いが行われているようにみえた」といわしめる程の激しさで展開された。F・L・アレン、福田実訳『黄昏の十年——アメリカ一九三〇年以後——』(一九五〇年、改造社)二四九ページ。
- (6) Welles, *Time for Decision*, p. 57.
- (7) *ibid.*, p. 61.
- (8) 一九三六年二月、外交政策に関して初めて行われた世論調査の結果によれば、九五パーセントが如何なる形においても米國が欧州戦争に参戦することに反対した。Pelz, *op. cit.*, pp. 70-1 参照。
そうした矢先の一月二五日、日本は日独防共協定締結を発表したが、それはローズヴェルトに格別脅威を与えるようなことはなかつた。その理由は、一年前の一九三五年一〇月三一日ウィリアム・E・ドッド駐独大使より、日独同盟締結の可能性について情報を受けていたこと、日独間の新協定が「防共」的性格であつたこと、同協定成立のうわさは既に流布されていたこと、同協定は米國を意図したものでなかつたこと、その旨の事前連絡が日本政府より米國政府に対してなされていたこと等による。またそのことは、二月一日のブエノスアイレス汎米会議におけるローズヴェルトの演説主旨と従来の彼の主張との間に格別変化のなかつたことからも知れる。Nixon, *op. cit.*, vol. III, pp. 43-4. Rosenman, *op. cit.*, vol. V, pp. 604-10 参照。

一方、ハルは同協定について「私には直ちに、ナチズムと日本主義両者のこの条約は、共產主義者のプロバガンダと闘うための協定以上のものではないと思われた」と述べながらも、同時に、「今後独と日本は勢力拡大に向けて、同じ足取りで歩むことは明らかであった」と述べているように、日独接近という新たな動きの中に、危険性を感じて行ったことも事実である。Hall, *op. cit.*, vol. I, pp. 488-9.

(6) *FR 1937*, vol. III, p. 954.

(10) その際の主題は「国際的な太平洋諸島中立化協定実現のために米國政府がイニシアティブをとることの当否であった。同時に次の四協定案をめぐる論議が行われた。

A. 太平洋における各調印国の領有島及び委任統治島の諸権利尊重に対する相互誓約を含む協定。

B. A案プラス右諸島における要塞建設の制限もしくは禁止。

C. A案プラス遠隔保護領の権利尊重の相互誓約。

D. 太平洋における各調印国の領有島及び委任統治島の諸権利、更には太平洋地域内における遠隔保護領に関する相互不可侵誓約を含む協定。

FR 1937, vol. III, p. 956 参照。

(11) *FR 1937*, vol. III, p. 975.

(12) *ibid.*, vol. III, p. 977.

(13) Borg, *op. cit.*, p. 247.

(14) *FR 1937*, vol. III, pp. 973-4 参照。

(15) *FR Japan 1931-1941*, vol. I, p. 313 参照。

(16) Welles, *Seven Decisions*, p. 71.

(17) *ibid.*, p. 71.

(18) *ibid.*, p. 71 参照。

(19) *FR Japan 1931-1941*, vol. I, pp. 314-5.

(20) *ibid.*, vol. I, pp. 314-5.

(21) *ibid.*, vol. I, p. 356.

(22) *ibid.*, vol. I, p. 362.

(23) *ibid.*, vol. I, p. 363.

(24) それについてウェルズは、「一九三七年夏を通じて、大統領は次第に苛立ち始めた。彼は自らの関心から、ナチス・ドイツおよびファシスト国家イタリーと同盟関係にある残忍な軍部独裁国家が、巨大な資源と中国・東南アジアをその支配下に収めんと動いている間、いたずらに座視しているべきではないと確信した」と述べた(Welles, *Seven Decisions*, p. 70).

(25) 彼が日中戦争に中立法の適用を拒否した理由は、中国が防衛手段のほとんどを米国からの輸入に依存していたため、同法の適用によつて受ける影響は、日本と比し、中国の方が遙かに大きかつたからである。そういう意味で、中立法の適用拒否は、彼の消極的対日抵抗措置といえよう。

おわりに

以上みてきたように、ローズヴェルトは育てられた環境から親中国的感情を抱き、海軍次官時代には、日本をとらえる視角となつた太平洋戦略立案者のような海軍軍人の眼を身につけた。同時に彼は、ウィルソンの教訓にみられるように、日和見的、現実主義的態度をも抱いていた。そうした彼は、大統領に就任すると、ワシントン体制の維持を望み、ステイムソンの対日政策を踏襲した。それ以後彼は日本の拡張主義的行動を通じて対日態度を形成した。彼にとつて、日本軍の中国における軍事行動は道義的にも、また親中国的感情からしても認められぬものであつた。だが米国民と同様、彼にとつても、中国問題は日本との戦争を賭する程の重要事ではなかつた。その理由は、米国の中国權益が小さいことと並んで、中国における日本の軍事行動が、米国にとつての直接脅威とはなり得なかつたからである。

しかし、日本のもう一方からのワシントン体制への挑戦——二つの海軍条約廃棄——は中国問題と同様に考えられる性格の問題ではなかつた。ワシントン会議以来、日本側にあつたワシントン、ロンドン両海軍条約への不満は、次第に表面化し、殊に一九三六年が近づくにつれて強められた。ローズヴェルトにとつて、こうした事態は見過すことの出来ない問題であつた。その理由は、日本の海軍力の増大が、「太平洋国家」米国への直接的脅威の増大を意味したからであつた。しかも、米国海軍の力は余りに不十分であり、比島、グアム島等の防衛能力は貧弱であつた。

その結果、彼は海軍軍縮に活路を見出そうとしたが、天羽声明などを通じて次第に鮮明にされる日本の拡張主義的傾向は、彼を悲觀的にさせるに十分であつた。事実日本は、一九三六年末をもつて二つの海軍条約を廃棄する旨の通告を行つた。こ

うした日本の動向に対する彼の対応は、非常に制約を受けたものでしかなかった。そうした不十分さのなかに、彼のジレンマがあつた。その後では、世論、議会の孤立主義的傾向は強まり、彼のなかでウィルソンの教訓がうごめき、英国は米国の共同行動に消極的傾向を示していた。

だが、日本が一九三七年以降、海軍拡張を通じて対米直接脅威を増大し、中国においては、米国の調停申し入れを拒否した形で、蘆溝橋事変を勃発させ日中戦争を開始すると、ローズヴェルトは最早座視しているべきではないとの確信を抱くにいたり、具体的対日対抗手段の採用を決意したのであつた。換言すれば、彼の対日態度は、日本の二つの海軍条約廃棄に象徴される海軍拡張の動向、およびそれにとりまじりたる太平洋国家⁽¹⁾米國への脅威の増大を中心として形成され、それが日中戦争の勃発を契機として確立され、一九三七年一〇月五日のシカゴにおける、いわゆる隔離演説⁽²⁾によつて明らかにされたのであつた。

隔離演説は、彼にとつて、開始すべき行動の第一歩を意味した。同演説の目的は、第一には、彼がそれまで刺激することを避けてきた孤立主義勢力への挑戦であつた。それは、米国民に外国における事態の深刻化を教え、それによつて中立政策放棄への支持を得ること——米国民の覚醒であつた。第二には、日本に対して警告を与え、中国に対して同情の念を伝えることであつた。同演説による警告は、日本に限らずドイツをも想定したものであつたが、その主目標は日本であつた。⁽³⁾

だが同演説は、彼の意図と反対の結果を招いた。⁽⁴⁾彼はそのことを鋭敏に理解すると、ウィルソンの教訓から柔軟な対応を示し、自らラジオ放送を通じて、同演説の主旨を否定するかのような談話を発表した。それによつて、彼は自らの手で自らの意図する外交の展開を、同演説以前にもまして困難にさせたことはいうまでもない。それにもかかわらず、彼が、一九三七年七月をもつて、対日戦不可避の考えを固めたことは推察出来ようし、一度確立された彼の対日態度は、日本軍の真珠湾奇襲の日まで、次第に強硬になりこそすれ、基本的に変化することはなかつた。

- (1) *FR Japan 1931-1941*, vol. I, pp. 379-83 参照。
- (2) ローズヴェルトが日本よりもインソンの方をより危険な存在であると悟ったのは、同演説より一週間後の11日のごとびである。William L. Langer and Everett S. Gleason, *The Challenge to Isolation 1937-1940* (New York, 1953), p. 21 参照。
- (3) インソンの演説は「世論を国際協力の方向に向かわせるために行ってきた不断の宣伝努力を、少くとも六カ月は後もとりおける結果」を招いた。ローズヴェルトの同演説の失敗、およびそれへの対応の仕方は、大統領就任以来シレンマに陥った彼の姿を象徴したものである。Hall, *op. cit.*, vol. I, p. 545.
- (4) *FR Japan 1931-1941*, vol. I, pp. 400-1 参照。